

専決報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月10日提出

泉州南消防組合管理者 水 野 謙 二

専決第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年5月15日

泉州南消防組合管理者 水野 謙二

損害賠償の額を定めること及び和解について

令和6年2月8日、泉南郡熊取町五門西一丁目1番18号先 丁字路交差点内で発生した交通事故について、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により、相手方（兵庫県神戸市在住・個人）と損害賠償額0円をもって和解するものとする。